

2016年12月20日

○鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例

昭和61年3月29日条例第21号

鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例

(趣旨・設置)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、本市内の豊かな緑地を保全することを目的とする事業の推進を図るため、鎌倉市緑地保全基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法をもつて保管しなければならない。  
2 基金に属する現金は、必要に応じて、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める事業の推進に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。